

令和7年4月1日から 公共用地境界確定事務取扱要領が変更となります

公共用地境界確定申請に係る書類に、基準点網図等が追加されます。主な変更点は以下のとおりです。詳しくは扶桑町公共用地境界確定事務取扱要領をご確認ください。

<申請時>

現 行

- ・ 位置図
- ・ 公図写し
- ・ 登記簿謄本又は
登記事項証明書
- ・ 関係土地所有者一覧表

- ・ 現況実測平面図
- ・ 現況断面図
- ・ 委任状
- ・ 境界確定に必要な測量図等
- ・ その他管理者が必要と認める図書

▶ 変 更 後

- ・ 位置図
- ・ 公図写し **(対側地含む)**
- ・ 登記簿謄本又は
登記事項証明書
- ・ 関係土地所有者一覧表
**(対側地立会が必要な場合は、
その土地を含む)**
- ・ 現況実測平面図 **(基準点網図)**
- ・ 現況断面図
- ・ 委任状
- ・ 境界確定に必要な測量図等
- ・ その他管理者が必要と認める図書

<確定時>

現 行

- ・ 公図写し
- ・ 境界確定図
- ・ 道水路断面図
- ・ 境界立会承諾書

▶ 変 更 後

- ・ 公図写し **(対側地含む)**
- ・ 境界確定図 **(基準点網図)**
- ・ 道水路断面図
- ・ 境界立会承諾書
- ・ **境界確定に必要な範囲にある
境界標等の写真**
- ・ **その他管理者が必要と認める図書**